

諮問第 13 号

2023 年（令和 5 年）12 月 22 日

逗子市廃棄物減量等推進審議会
会 長 南 川 秀 樹 様

逗子市長 桐ヶ谷 寛



逗子市事業系一般廃棄物等の持込み処理手数料の改定について（諮問）

逗子市における事業系廃棄物の処理のあり方及び手数料については、平成 28 年 1 月に貴審議会から答申を受け、平成 28 年 10 月に見直しを行ったところです。

事業系一般廃棄物等の持込み処理手数料については、「一般廃棄物処理有料化の手引き（平成 25 年 4 月 環境省（令和 4 年 3 月改訂）」）において、原価相当の手数料を求めることが望ましいとされています。しかしながら、平成 28 年度の見直し時の手数料については、近隣自治体の手数料などを考慮して、当面は近隣自治体並みの額に改定するなど段階的な運用に配慮し、処理原価より低い額で設定しました。

前回の見直しから 7 年が経過し、この間、葉山町との可燃ごみ及び容器包装プラスチックの事務委託による逗子市での共同処理が始まり、また、外部委託での焼却残渣の資源化等、資源化処理に係る費用の高騰、近隣自治体における手数料の見直し（値上げ）の実施、令和 7 年 3 月からの家庭系生ごみの分別収集・資源化の実施など、ごみ処理を取り巻く状況が変化したことから、事業系一般廃棄物等の持込み処理手数料の適正化について貴審議会の意見を求めます。